



広報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

5月末現在

総人口 5,655人

男 2,966人

女 2,689人

世帯数 1,363戸

No. 152



7月号/51

檜を思わせるような伸びのよい小国杉（パイパスにて）

森林王国の南小国

小国郷の人工造林は、寛暦年間藩命により、杉穂を採取させ一戸当り二十五本宛を植付けさせたとの記録があり、以前から小規模の造林が行われていた事がわかる。

その後、安永より文政年間に亘り歴代の御山支配の監督の下に、杉・松の造林が行われて来ている。

今では、全国でも有数の林業地帯となつて、成長、材質ともすぐれていると名声が上がり、福岡・北九州・長崎・遠くは関西方面まで建築材として製品が出荷されている。

役場
だより

印鑑証明が変わります

印鑑登録及証明に関する条例が改正され、八月一日から次のとおり改められます。

一 印鑑の登録替

役場備付の印鑑票を改正する為大変御面倒と思いますが、八月一日より八月三十一日まで印鑑の登録替を行いますので、登録印鑑御持参の上役場住民課で手続をして下さい。登録替と同時に印鑑登録証を交付します。

二 印鑑証明交付申請

印鑑証明書の交付申請には現在実印（登録印）を持参しなければなりません。改正後は印鑑登録証を持参するだけで実印は必要ありません。尚、本人が登録証を忘れて実印のみを持参した場合、代理人の場合、本人の登録証の提示が無い場合は印鑑証明書の発行が出来ません。

明書の発行が出来ません。

三 印鑑登録証明書

現在、印鑑証明書は職員の手書きで発行しておりますが、改正後は印鑑票を機械でコピーしたものを印鑑登録証明書として発行します。

四 代理人による登録申請・印鑑証明交付申請等

代理人による印鑑登録及改印については今回の改正で保証人が二名必要となります。

その他（印鑑証明の交付申請等）の申請は従来通り一名必要です。

登録番号 あ1-1818 F

印鑑登録証

熊本県阿蘇郡南小国町

議会だより

第二回 定例町議会開かる

六月定例議会は、七日と二十二日、二十三日の計三日間開会され次の事柄が審議され決定されました。

一、税条例の一部改正等について

昭和五十一年度課税基礎となります。南小国町税条例及び南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、この基礎となる法律の審議が国会において、ロッキード事件により遅れたため、三月の議会に提案することができず、町長専断にて処分してあったものを議会に報告し承認を求めたものです。

皆さんには改正後の税金が届いているため御承知と思いますが、主な内容は次のとおりです。

※ 滞納して督促を受ける場合の督促手数料が三十円（現行十円）になりました。

※ 個人町民税の均等割の額が七百円（現行二百円）に引き上げられました。

しかしこの均等割額は現在までは殆んどの人に課税されていましたが、今度の改正である一定の所得以下の人には課税されなくなりました。

※ 軽自動車税の税額がそれぞれ引き上げられました。

※ 固定資産税の改正で農地に対する税金はここ十数年間引き上げられませんでした。が、本年度より五十三年度まで毎年十ないし二十パーセントづつ引き上げられます。

農地以外の土地についても本年度に評価替えが行われましたので十ないし三十パーセント引き上げられます。

※ 国民健康保険税の、最高課税限度額が十五万円（現行十二万円）に引き上げられました。

二、町道路線廃止について
次の路線を町道から廃止しました。これは山村振興事業により改良されるため廃止されたものです。

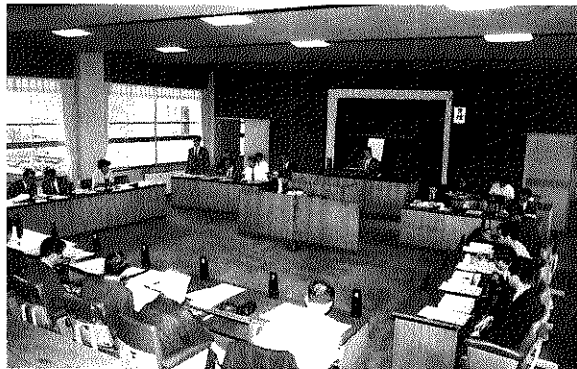
脇戸手形野線	六〇〇米
杉田滝下線	五〇〇米
中村布目線	六〇〇米
湯田古賀線	二六二米
小原仁連線	二〇〇米
扇柳草線	三九九米

三、防災会議条例の改正について
南小国町防災会議委員の内、町長部局の職員を七名（現行六名）に増えました。これは町民

相談室ができたためです。

四、国民健康保険税の税率が決まりました。

所得割率百分の三百八十七
（現行百分の三百七十二）
資産割率百分の二百五十三
（現行百分の二百三）



6 月 定 例 議 会

被保険者均等割率 一人当り
五千元（現行三千七百六十円）
世帯平等割率 一万三千八百円
（現行一万六百元）にそれぞれ改正され、定所得者に対する減税額もそれぞれ引き上げられました。

五、重度心身障害児医療費支給に関する条例の一部改正され、現在まで一級該当者だけしかもらえなかった、特別児童扶養手当が、法の改正により二級該当者までもらえることとなりましたが、医療費の支給については、二級該当者には以前と同じく支給できません。

六、固定資産評価審査委員に星和井津留夫さんが選任されました。

七、農業共済損害評価会委員に、次の人々が選任されました。
中原 落見 下城直幸
満願寺 田の原 北里和刀
吉原 佐藤孝幸
赤馬場 脇戸 宅野勝尚

八、印鑑の登録及び証明に関する条例が七月一日から適用されます。内容は一面に掲載してあります。

九、工事請負契約の締結は次の路線が承認されました。
林道立岩線開設工事
林道河内線開設工事

一〇、保母さんの育児休業に関する条例が決まりました。

この条例は、「育児休業法」が公布され、四月一日より適用されていますが、その休暇取扱い等を定めたものです。

一一、議会委員会条例の一部が改正されました。
これは町民相談室の新設に伴い町民相談室に関する事項の町議会での常任委員会の所管が総務委員会と決まりました。

一二、部課設置条例の一部が改正され、町民相談室の仕事の範囲に受付に関する事項の他に老人医療に関する事項、〇歳児医療に関する事項が含まれました。

一三、第一回一般会計補正予算額三億一万二千元が審議され、総予算額が十億八千八百八十一万円となりました。

尚 予算の主な内容は次号にてお知らせします。

一四、農業共済事業特別会計補正予算額百二十三万八千円が審議され、総額四千九百八十八万二千元となりました。

一五、委員会報告として
斧隠特別委員会より斧隠牧場問題に対する報告、経済常任委員会より牛バエ対策に対する報告、文教建設委員会より道路問題に対する委員会報告がそれぞれなされ、承認されました。

一六、以上の外陳情書四件について審議がなされました。

阿蘇郷友会について

世界的な「阿蘇五岳」をもつ阿蘇郡にも、噴煙の如く永遠に続く親睦の会が、誕生してもよいのでは!!との思い立ちの動起により、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、に在住している阿蘇郡人の会が本年三月に発足致し現在活躍中であります。

ヤクルト本社取締役麻生健治氏。(株)ヤシマ専務取締役河津経義氏が理事として活躍中であり、各郡内の町村長が顧問として就任しています。

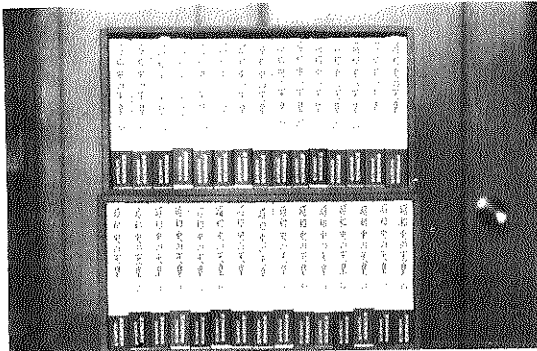
この阿蘇郷友会設立について、各町村長から名簿を提供してもらったり、精神的経済的な支援を受けた事に対し、会長(佐藤真喜夫氏)個人としてお礼をしたいと思います。今回読売新聞社から「昭和史の天皇」三十巻、発刊されるに当り、これを

阿蘇郷友会は親睦が目的であって特定の宗教政治団体等とは全く無関係であるが、ただ親睦だけが目的であって、普通の親睦会の如く単に多人数が集まり、「酒をくみかわす」「雑談をする」等だけでは意味がないので、育英制度を設け、これを制度化して、阿蘇から立派な人間を育てたり、或は阿蘇郡会館を建設して、郷土の人の利用に供するなど積極的な事業を計画して行くとの事であり、阿蘇郷友会を歴史的に残す為には以上のような制度なり会館を作つてこれを現象化するように努力中との事です。

現在の会長は波野村出身の佐藤真喜夫氏が務められ事務所も同氏の事務所所に設置されています。

東京都中央区銀座二丁目七番十号 銀座ブラジルビル七階
佐藤直喜夫法律事務所内

電話 (〇三) 五六一一三〇一
尚 役員として当町出身者は(株)



阿蘇郷友会から贈られた昭和史の天皇

農協の自賠責共済資金による

道路反射鏡が寄贈される

～南小国町道に6ヶ所設置～

農協の事業として、共済事業が行われていますが、昭和四十九年度末におかれましては、長期共済が二億二千万、短期共済が八千万の自賠責共済が、二億二千万の契約高になっています。

この共済事業の中の自賠責共済事業に係る収支残を交通安全対策等の地方公益のために使用されることになり、熊本県では農村地方道の交通安全を主眼とされた反射鏡が設置されることになりました。阿蘇郡内に寄贈された数量は九十八基、南小国町内には六基の反射鏡が設置されました。



各町村に寄贈致し度いとの申出があり、先日この三十巻に及ぶ新刊書が役場に届けられました。この佐藤氏の御厚意を町民の方にお知らせ致しますと共に厚く感謝申し上げます。上掲各町民の御講読をお願い致します次第であります。(現在役場内応接室に配置してあります)

以上阿蘇郷友会が東京で設立された次第並びに会長個人よりの特別の御寄贈をいただいたことを報告し、この会の益々の御発展を祈念致す次第であります。

郵便局からお知らせ

「お年玉年賀はがきについて」昭和五十一年お年玉年賀はがきの当選番号は次のとおりです。もう一度確かめて賞品を受けて下さい。

尚 賞品の引換は七月十九日までです。

等 賞 品	当 選 番 号
1等 豪華大賞券	317610
2等 豪華大賞券	088177
3等 豪華大賞券	245911
4等 豪華大賞券	25807
5等 豪華大賞券	59570
6等 豪華大賞券	712442
7等 豪華大賞券	847740



町道地蔵原宮原線に設置された反射鏡(地蔵原)

設置された路線は、次のとおりです。

- ・地蔵原宮原線の入口
- ・手形野線随道附近
- ・矢津田小国線途中
- ・和田玉来線
- ・河津十平氏宅前
- ・農免道路随道附近
- ・星和吉原線頂上附近

三 定額貯金について
ただいま郵便局では、昭和四十九年九月二十三日以前にお預りいたしました、定額貯金の利息が有利になるための手続を取り扱っております。

手続は簡単に定額貯金証書を郵便局の窓口へお持ちいただければすぐにできます。

この取扱いは、昭和五十二年一月十三日までとなっております。お手もとの定額貯金証書をお確かめのうえ、まだお済みでない場合は、ついでに折にでもこの手続きをお済ませください。

ご挨拶と努力目標



南小国婦人会長
宇都宮るいさん

田植、お茶摘み等も終わり、一息つく間もなく、畑の仕事、たばこ、養蚕、等と家庭の仕事は数限りなく、御多忙のことと存じます大変、御挨拶が遅れてしまいました。が、一言、御挨拶申し上げます。この三月までで、日野会長さんが御都合により、会長さんをおやめになりました。誰がみても最適任と思いますし、暖かな人柄は私共心からお慕い申し上げておりましたのに本当に残念でございます。心よりお疲れ様、有難うございましたと申し上げると共に今後の御指導を、お願い致します。無力量、こうして会長の席を受けましたものにとっても重荷で大変ですが、こうなりまして上は懸命に頑張るより他ありません。

会員の方々はもとより町内住民の方々の御協力無くしては、その任を果すことは出来ません。何卒よろしくお願い致します。主婦業の傍らの婦人活動は大変と思いますが、忙しさと云ってし

まえば一生暇は出来ないとはいえず。

最近の様に激動する社会、それに対処し、賢い消費者、主婦となるためにもためめ勉強が大切かと思えます。

婦人連絡協議会とは、読んでの通り、お互いが何事も、連絡しあい協議しあい、問題点を見出し、良き先生、行政、社教の方々の御指導、御援助を受けながら、より良き方向へと進む団体かと思えます。然し、ここで考えねばいけないことは、他からの援助は受けても、いいなりにはならない、自主的団体でなくてはならないことです。何事も、忌憚のない意見を出し合い、良き団体の形成に努力致そうではありませんか。

理論的なことは、私には言えませんが、免に角、人間味のある暖かな人づくり、町を、社会をつくること、何よりも根本かと思えます。最近合理的な名のもと、理屈ばかり、利己的になり連帯感がなくなつたと言われます。

お互いが暖かなものを求めながらも冷たい家庭、社会となつてしまふ気が致します。この冷たい世間をつくっているのは誰でしょうか。私達一人一人の自分自身ではないでしょうか。夏目漱石の草枕

の冒頭に出てくる「向ふ三軒両隣にちらちらす、ただの人 住み難さがこうじると、住み良い処に引越したくなる。三千世界どこへ行っても同じこと云々……」とあります様に、同じ世界、同じ世間であるならば、先づ自分達の周囲から、住み良い町をつくってゆくではありませんか。

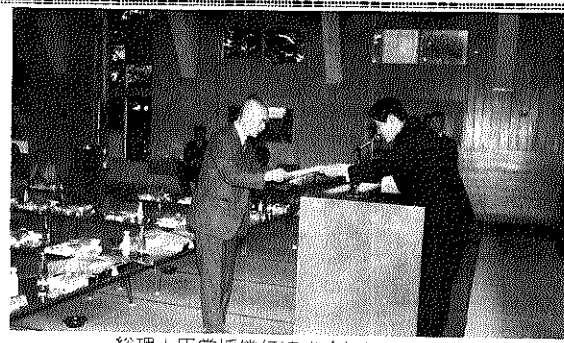
次に本年度の努力目標をつくりました。昨年と問題点は同じでありまして変わっておりません。

南小国町婦人会努力目標

戦後の混乱期から高度成長時代を過ぎ、あまりにも急変する社会の中、物質文明から、本当の人間性とは何かを、もう一度考え、私達一人一人の小さな力を寄せ合い大きな力となし、豊かな、人間関係をつくり、明るく、住み良い家庭を、そして町をつくるため次の様な努力目標をかげ努力しましょう。

- 一 住み良い美しい郷土と豊かな環境づくり
 - ① ゴミのない川や町づくりを努めよう。
 - ② 家庭教育の振興に努めよう
 - ③ 老人や身障者に愛の手をさしのべよう。
 - ④ 日常の挨拶運動を展開しよう。
- 二 節約運動の徹底
 - ① 虚栄をなくし、無駄な出費をひかえよう。

- ⑤ ものの命を大切にすること
- ⑥ 三歳児よりおしえよう。
- ⑦ 冠婚葬祭の本質を考え、お返し等も廃止しよう。
- ⑧ 時間厳守をしよう。
- 三 健康増進
 - ① 検診率を高めよう。
 - ② 緑黄野菜の生産と、摂取につとめよう。
- 四 交通事故の撲滅
 - ① 交通三悪をなくしましょう
 - ② 交通ルールは幼児期から徹底的に養えよう。
- 五 青少年の健全育成
 - ① 我が家から非行少年を出さない。
 - ② 犯罪の芽を出させまい。出た芽は早目に摘みとろう。
 - ③ ものの善悪をはっきりさせ誘惑に負けない意志の強い子を育てよう。



総理大臣賞授償伝達式(中央公民館にて)

内閣総理大臣表彰に輝く!!

この度昭和五十年国勢調査内閣総理大臣彰を、中原の高村勤治さん

んがお受けになりました。昭和二十五国勢調査を始めとし、工業商業・事業所統計等、二十五年度の長きに亘り各種調査に御尽力された功績が認められたものです。本当におめでとございます。



金融運営協議会が設置される

制度資金利用者の審査と指導機関

農家の皆様方には連日農作業に従事され農産物生産活動に鋭意努力されて居られる事と存じます。

このたび農業近代化資金等の制度融資の適正な運営を行なうため南小国町金融運営協議会が設置され、過日初会合が開かれました。

この協議会の構成は、農業改良普及所、南小国町役場経済観光課、南小国町農協の三団体の各々の担当者によって構成されております。

この協議会は農業金融制度融資が適正かつ円滑に運用されるように審議するのを目的とし、南小国町訓令第二号により規程が作られその規程によって協議会が運営されることになっております。

現在、農業近代化資金利用者のなかにはその制度の主旨に相反した行為があり繰上償還を命ぜられた事例も数件見受けられます。今後かかることのないようにとの県当局の指導があり、協議会設置の運びとなった次第です。農業近代化資金を利用しながら、系統金融機関である農協を経由しないで生産物を販売している方々が多く見られます。農業近代化資金等の制

度資金を利用された方々は、その農業金融制度融資の主旨に従って必ず系統金融機関の農協を通じて生産物の販売を行なって下さい。

現在、農業近代化資金は、約九千五百万円の融資額になっております。制度融資を利用され、農協を経由し出荷されますとその生産物販売代金が農協に蓄積され資金が留まっています間、他の利用者への運用資金となって資金回転が円滑に行なわれ更に農業金融制度融資の利用が容易に行なわれることとなります。

このように制度融資の資金源は農業者の生産物販売代金が集積した系統農協の貯金であり、国や県が資金の供給を行なうものではありません。国や県、市町村は利子の補給を行なうもので

農業近代化資金九千五百万円のうち八千万円は農協貯金から融資されており、昭和五十年年度においては農協資金が不足したため、七千五百万円は農協系統金融機関である熊本県信用農業協同組合連合会からの借入金によって融資を行なった次第です。南小国町金融運営協議会の方針としまして、今後、

農業近代化資金を利用される方には、資金の回転が円滑に行なわれるように、系統金融機関である農協と生産物出荷の取引約定を結んでいただくように定めました。約定を守れない場合、次回からの近代化資金融資には応じられない事態も生じることにもなります。農業近代化資金御利用の皆様、御理解と御協力を御願ひ致します。農業近代化資金、農業改良資金、総合資金、過疎資金等の農業金融制度資金は、全部、金融運営協議会で審議することになりますので申込は、その月の十日までに農協金融課へ詳細に行なって下さい。原則として毎月十五日に協議会を開催して審議することになっております。

御問合せは役場経済観光課又は農協金融課へ行なって下さい。

農業関係資金一覧表

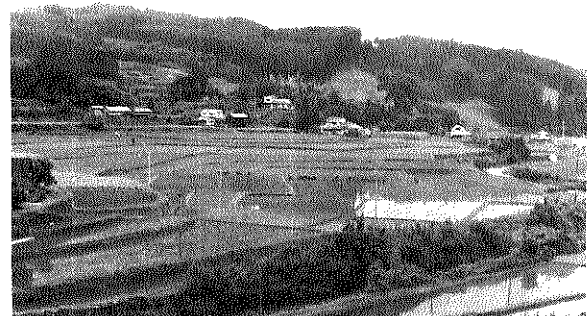
資金名	利息	償還年	最高貸付額
農地等取得資金	3.5	25年	200万円
未墾地	3.5	25	100
畜産経営拡大資金	5.5	15	200
総合施設資金	5.0	10	1,200
自作農維持資金	5.0	20	一般50災害100
近代化資金	5.5~6.5	12~20	100~5,000
天災資金	3.0~5.5	3~6	400
農業改良資金	0	3~5	7~29
農家生活改善資金	0	3~5	8~200
農家後継者資金	0	5	150

統制小作料9年ぶりに改定

統制小作料は昭和四十二年の水準のままでしたが、今回農林事務次官通達により、九年ぶりに改定されました。

統制小作料は昭和四十五年に改正された農地法で廃止され、その代り農業委員会が標準小作料を定めることになったものです。しかし一挙に廃止することは急激な変化を小作者に与えるとして、昭和四十五年十月一日現在時点で現に賃借権が設定されている小作料は、昭和五十五年九月三十日迄十年間そのままの小作料としたものです。

今回の小作料の引き上げは、昭和四十二年の統制小作料を九年目に改正したもので、その理由は四十九年・五十年の標準小作料の全国的上昇と、固定資産税の引き上げ及び米の豊作等で農地収益が高まったなどが理由で改正され、昭和五十一年



良質米が収穫される馬場谷水田地帯



役場経済観光課

協同組合は世界の歴史の中でも長い経験をもっています。一八四四年、イギリスの小さな工場町ロッチデールの一角に、織物工を主とする二十八名の労働者が、生活苦のなかから少額の資金を出しあつて消費組合をつくり、食料品とわずかばかりの生活用品を並べてささやかな店を開いたのが、世界の協同組合の始まりといわれています。この組合の設立には、当時の社会思想家ロバート・オウエンの「資本主義経済の生み出す害悪を除去するためには、資本主義の原理というべき競争原理に代えて協同原理をとりいれるべきだ」という思想が影響を与えています。この思想は現代においても生きつづけているといえましよう。

わが国の場合、農民に関係がある協同組合としては戦前に産業組合があり、全国の町村に設立されていましたが、敗戦後、これに代わつて農民の民主的組織として現在の農協が設立されました。

この農業協同組合は、昭和三十一年前半までは農業に関する活動が中心でした。しかし経済の高度成長が始まって以降、兼業農家がふえたこと、農家の生活水準が高まってきたこと、農村の都市化がすすんで非農業の人達が移り住むようになったことなどから、組合員の農協に対する要求が次第に多様化してきて、農協もこれに応えるため、生活に関する活動や地域に



農協の職場内

力を重ねています。しかし、私達の農協の現状をみると、その多くは「自分の農協だ」という気持は持っています。ちよつとオーバに云うと、太陽のようだ、農業をつづけてゆく限り、農協がなくては困ると思っています。」といっています。

農協を本当に太陽のように信頼出来る存在にし、自分達の経済的利益を守る「とりで」とするために、組合員が積極的に農協の運営に参加し、利用していくことが必要です。私達の富農と生活を守るには、皆んなで力を合わせることに自ら行動することしかありません。

(農協 宇都宮)
次号につづく

「農協の仕組みと役割」その二

関する活動に取組むことになり、その活動範囲を広げてきています。昭和四十八年十月の全国農協大会で決定された「第二次全国総合三ヶ年計画」では、活動の目標として

- (一) 営農団地造成を軸とする生産販売一貫体制の強化
- (二) くらしと健康を守る活動の積極的展開
- (三) 土地対策の確立と住みよい地域社会の建設

という三本の柱をかかげています。全国的農協がそれぞれの地域で、いまこの目標を達成するために努

は農業の面でも生活の面でもまだまだ力量不足で、組合員が全面的にたよれるところまで成長しているとはいいきれません。

ある若い養豚経営者は「制度資金は農協から借りました。けれど餌は商社です。なぜだと聞かれると困るんだがその方が万事都合がいい。私としては豚飼いに専念して、あとの商いのことは農協にやってほしいのだけれど、農協に任せていいという気持ちにはなりにくいところがあります。」と、農協の力量不足を嘆いたという話もあります。しかし、この組合

高校卒業(見込み)生の採用案内

募集種別		募集日程		待遇・その他
		受付	試験・入校(入隊)	
男	防衛大学校学生	10月上旬 ～ 10月下旬	第1次 11月上旬 第2次 11月下旬 12月上旬	52年4月上旬
	防衛医科大学校学生	10月中旬 ～ 11月上旬	第1次 11月下旬 1月中旬	52年4月上旬
	一般曹候補学生	8月上旬 ～ 9月下旬	第1次 10月上旬 第2次 10月下旬	52年3月下旬
女子	航空学生 (海上・航空)	8月上旬 ～ 9月下旬	第1次 10月中旬 第2次 11月上旬 第3次 12月上旬～下旬	52年4月上旬
	2等陸・海・空士	3月卒業予定の 高校生は 10月～3月	3月卒業予定の 高校生は 10月～3月	3月卒業予定の 高校生は 52年3月下旬
女子	婦人自衛官	10月上旬 ～ 10月下旬	第1次 11月上旬 第2次 12月上旬	52年4月上旬
	一般 (2等陸・海・空士)	10月1日 ～ 11月下旬	12月上旬	52年3月下旬

自衛隊の募集について

来る8月上旬より左記の要領により自衛隊地方連絡部に於て受付を致します。応募資格・志願手続

き等、不明の点につきましては町民相談室へお問合せください。

ゲートボールが各地区において盛んになり、部の結成が叫ばれていきましたが、此度、部の結成と規約が作られ役員の選出と年中行事計画が立てられましたのでお知らせします。

南小国町体育協会ゲートボール部役員は次のとおり。

- (部長) 朝日茂美
- (副部長) 高橋国男・河津庄造
- (書記会計) 加賀睦雄
- (監事) 宗像逸鶴・下城信吾
- (理事) 穴井一介
- 市原 朝日茂美
- 中原 河津庄造
- 満願寺 下城信吾

南小国町体育協会ゲートボール部結成される

南小国町体育協会ゲートボール部と称し(以下部という)、事務局を教育委員会内に置く。

第二条(目的)

部はゲートボールを愛する人々の集りであり、スポーツとして正しいゲートボールを町民に普及し体位向上と健康増進を計ると共に町民相互の親睦を図る事を目的とする。

第三条(事業)

部は第二条の目的を達するため次の事業を行う。
一、町民ゲートボール大会の企画実施、ゲートボールの普及発展技術の向上に関する事業。

二、其の他部の目的達成に必要な事項。

第四条(組織)

部は全町民を対象とするゲートボールの各団体をもって組織する。
一、部は次の地区支部を設ける。
市原支部・中原支部・満願寺支部・星和支部・黒川支部・波居原支部

第五条(役員)

部の役員は次のとおりとする。
部長一名・副部長二名・監事三名
書記会計一名・理事(地区支部長)六名・審判団代表二名
第六条(役員の職務及び選任)
部の役員は下記により選任し各

第一条(名称)

南小国町体育協会
ゲートボール部規約

十一月中に 町内選手権大会

十月十七日(日) 秋季大会

八月二十一日(土) 郡大会出場選手権会

七月四日(日) 創立記念大会

◎年中行事計画

- 黒川 高橋国男
- 星和 井親光
- 波居原 鈴木金吾
- (審判団代表) 穴井一介・高村 留

々その職務を担当する。

一、部長・副部長は理事会により選出する。部長は部を代表し会務を統轄する。副部長は部長事務があるときは代理する。

二、理事は地区支部、審判団より選出し会務を掌握する。

三、監事は理事会に於いて選出し部長委嘱する会計及び事業を監査する。

四、地区支部長は各地区のゲートボール団体に於て選出する。

五、審判団代表二名は審判団より選出する。
六、書記は部長が委嘱し部の書記会計を掌る。

第七条(役員の任期)
部の役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

第八条(会議)
部の会議は次の通りとする。
一、役員会が必要に応じて部長が招集して議長となる。

二、各会議に於ける議決は出席者の過半数をもって決する。

第九条(経費)
部の経費は一、部費・二、町助成金・三、其の他収入とする。

一、部の行う行事については、特に経費を必要とするときは参加者より徴収する。
二、部費は役員会に於て決定する

三、部の会計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第十条(附則)
部の規約は役員会に於て出席役員の過半数の同意を得て改正することが出来る。

部の規約は昭和五十一年六月一日より施行する。

果樹基本統計調査

七月一日調査開始

この果樹基本統計調査は、町内の果樹栽培農家・果樹協業経営体等の事業体を対象として七月一日現在で実調査を行ないます。調査対象としては、「りんご」・「ぶどう」・「なし」・「もも」・「くり」等の永年性作物で、果樹

法律相談日について

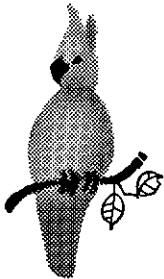
今日の、坂本顧問弁護士による法律相談は、七月十四日午後一時三十分より開かれます。

相談御希望の人は、七月十二日までに、役場町民相談室まで御連絡下さい。

交通事故巡回相談のお知らせ

県では交通事故による色々の悩みごとなどについて、相談に応じるため、各地区を年四回づつ廻っています。

今回も七月十九日に阿蘇事務所にて、午前十時から午後四時まで相談に応じますので、希望者は、役場総務課まで、申し出てくださいます。

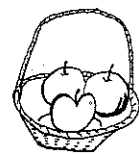


香典返し

亡松岡茂殿の香典返しとして、松岡文雄・松岡哲雄両氏より当町社会福祉協会に多額のご寄附を戴きました。ここに謹んでお礼申し上げます。

戸籍明暗

生年 月日	出生者	保護者	住所
5.10	堀川 留美	健一	中湯田
5.21	千原 まや	修	矢田原
5.27	井野きよみ	博	田ノ原
6.11	手嶋 友寛	健治	本町
死亡 月日	死亡者	喪主	住所
5.14	井 スミ	高義	深入保
5.23	松岡 茂	哲雄	志津
6.3	斉藤ネジュ	徹三	元荒倉
6.12	手嶋 友寛	健治	本町



園面積が一アール以上の果樹を栽培している農家を対象として調査員が伺いますのでご協力の程宜しくお願いします。